

証券投資信託の繰上償還のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り繰上償還（信託を終了）する予定ですのでお知らせいたします。

- ① 対象となる証券投資信託の名称
ニッセイ債券アロケーション

② 繰上償還の理由

当ファンドは1998年12月1日より運用を開始し、内外の債券、短期金融資産および有価証券先物等へ投資を行ってまいりましたが、2018年1月19日現在の受益権口数は約5億口であり、信託約款第50条に定める繰上償還条項である10億口を大きく下回っております。

今後も減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続が困難になることが予想されるため、当ファンドを繰上償還し受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返すことが、受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

③ 繰上償還予定日

2018年5月21日

④ 諸手続き

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、2018年2月22日から2018年3月29日までに、当ファンドの委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、2018年2月22日現在の受益権総口数の2分の1を超えないときは、2018年5月21日をもって繰上償還いたします。

繰上償還が行われる場合、異議のお申し出のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託会社で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とします。）で、受託会社に対し、2018年4月5日から2018年4月24日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2018年2月22日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社